

平成 30 年度第 2 回理事会議事録

日 時 平成 30 年 6 月 6 日 (水) 15:00~16:30

場 所 日本スポーツ協会 理事・監事室

出席者 <理事>

伊藤雅俊会長、岡本毅、遠藤利明の両副会長、泉正文副会長兼専務理事、大野敬三、ヨーコゼッターランドの両常務理事、有竹隆佐、今井純子、宇津木妙子、辛木秀子、河内由博、具志堅幸司、久保田文也、坂本和彦、坂本祐之輔、友添秀則、丹羽治夫、林孝彦、東地隆司、平田竹男、山本誠三、渡部敏夫の各理事

<監事>

比留間英人監事

理事総数 27 名、うち出席 22 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

定款第 34 条により、伊藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号 平成 29 年度事業報告及び決算について (泉副会長兼専務理事、河内事務局長)

本会は、創立 100 周年を契機に発表した「スポーツ宣言日本」に示した 3 つのスポーツの使命の達成に向け策定した「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」の各種方策について積極的に推進した。

また、加盟団体やスポーツ庁との連携・協力をはじめ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会及びワールドマスターズゲームズ 2021 関西の成功に向け、大会組織委員会と連携を図った。

『<公 1>国民スポーツ推進事業』のうち、「スポーツイベント開催・競技力向上」では、第 72 回国民体育大会及び第 73 回国民体育大会冬季大会を実施するとともに、「21 世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」の具現化に向けた取組を行ったほか、「日本スポーツマスターズ 2017 兵庫大会」を実施した。また、平成 29 年度からの新規事業としてジャパン・ライジング・スター・プロジェクトを実施し、オリンピック 7 競技種目、パラリンピック 5 競技種目の測定や合宿などを行った。

「国際スポーツ交流推進」では、アジア地区スポーツ交流を中心として、韓国、中国をはじめとするアジア各国とのスポーツ交流を実施するなど、諸外国との友好親善を図るとともに、新規にアセアン諸国におけるスポーツ推進貢献として、アセアン諸国に関するスポーツ事情等に関する調査を実施した。

「スポーツ少年団育成」では、「日本スポーツ少年団 第 9 次育成 5 か年計画」に基づき実施した事業を通して、青少年のスポーツへの参画を促進し、スポーツの楽しさ・喜びの体感の機会を提供するとともに、青少年の体力向上に取り組んだ。

「地域スポーツクラブ育成・支援」では、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013」に基づき、誰もが容易にスポーツに参加できる環境を整えるため、総合型クラブの登録・認証整備に関する調査研究をはじめ、各事業を通して総合型クラブの活動を支援するとともに、同育成プラン 2013 の成果、課題、総合型クラブを取り巻く環境・動向を踏まえ、育成プラン 2018 として改訂した。

「スポーツ指導者育成・活用促進」では、各種スポーツ指導者養成講習会や研修会を実施し、スポーツ指導者の養成と質の向上に努めるとともに、スポーツ指導者の活用や活動促進を図った。

「スポーツ医・科学推進」では、「アクティブ・チャイルド・プログラムの普及・啓発など各種プロジェクト研究に取り組んだほか、日本アンチ・ドーピング機構及び加盟団体と連携・協力して、国体のドーピング検査を継続実施するとともに、アンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進した。

「広報活動推進」では、本会情報誌「Sports Japan」の発行やホームページの充実に努めるなど、広報活動を通して本会ブランドの向上を図った。また、本会名称変更にあたり、コーポレートメッセージ、コーポレートカラー、日本スポーツ協会のロゴを制定するとともに、記者発表や記念祝賀会を開催し、本会名称変更の周知に努めた。

「社会貢献活動」では、「フェアプレイで日本を元気に」をテーマに、スポーツによる社会貢献活動の醸成に努めたほか、東日本大震災復興支援スポーツこころのプロジェクト、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰及び日本スポーツグランプリ顕彰を実施した。暴力行為等相談窓口では、日本スポーツ法支援・研究センターと協力し、加盟団体と連携して対応した。

「組織体制充実・強化」では、免税募金交付及びスポーツ会館管理運営に取り組むとともに、新会館建設を取り進めた。

『<収1>マーケティング事業』では、協賛企業とのパートナーシップ強化と新規協賛者の獲得に努め、『<収2>出版物等販売事業』では、「Sports Japan」及び各種教本等を販売し、財源確保に努めた。

組織運営及び財政の確立への取組では、安定した本会財政の確立のため、加盟団体をはじめ、組織・機関及び関係者の理解と協力を得て、財源の確保に積極的に取り組んだ。また、本会の中期事業方針となる「日本スポーツ協会スポーツ推進2018」を策定するとともに、事業評価システムを構築し、「スポーツ宣言日本」に示した使命の達成に向け、その体制づくりに努めた。

次に、平成29年度決算について、財務諸表に基づき次のとおり説明した。

「貸借対照表」では、「資産の部」の「流動資産」が、前年度比1億4百34万8千9百87円増の8億2千4百15万4千6百52円となった。

「固定資産」は、前年度比3億5千4百74万3千5百46円減の34億8千6百43万7千48円となった。

増減の主な要因については、新会館建設にあたり平成29年度は移転先の工事用地を東京都から借地する必要があったため、土地の借地代とその保証料の支払い原資として、「減価償却引当資産」と「会館修繕引当資産」を取り崩して対応、さらに「会館建替準備引当資産」において、新会館建設費用を準備するための特定費用準備資金として3千万円を積立てたことによる。なお、新会館建設工事用地を借地する際東京都に支払った保証料は、借地期間が終了する平成30年7月に本会に返金されるため、「保証金」として2億40万円を計上。

「流動資産」と「固定資産」を合わせた資産合計は、前年度比2億5千39万4千5百59円減の43億1千59万1千7百円となった。

「負債の部」では、「流動負債」が前年度比4千1万9百21円減の6億5千8百48万9千8百94円、「固定負債」が前年度比3千4百42万9千8百64円増の5億5百57万1千5百51円となったことから、負債合計は前年度比5百58万

1千57円減の11億6千4百6万1千4百45円となった。

以上により、「正味財産」は前年度比2億4千4百81万3千5百2円減の31億4千6百53万2百55円となった。

「正味財産増減計算書」では、「一般正味財産増減の部」における「経常増減の部」の「経常収益」が前年度比3億2千1百52万6千87円増の41億2千3百92万8百86円、「経常費用」が前年度比4億5百46万3千1百41円増の43億6千7百3万3千5百62円となり、「当期経常増減額」は特定資産評価損益等の調整を行った結果、前年度比7千7百71万7千54円減の2億4千3百61万6千6百76円の減となった。

このほか、「経常外増減の部」の経常外費用、法人税等の各種税金及び「指定正味財産増減の部」における増減額を加算した結果、「正味財産期末残高」は前年度比2億4千4百81万3千5百2円減の31億4千6百53万2百55円となった。

その他の財務諸表について説明し、事業報告及び決算案について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件については、来る平成30年6月22日開催の平成30年度定時評議員会に付議することとした。

第2号 平成30年度事業計画の変更及び第1次補正予算について (河内事務局長)

平成30年度予算は、去る平成30年3月23日開催の平成29年度臨時評議員会にて承認を得ているが、平成29年度決算や平成30年度各種受取補助金等の決定・内定を踏まえ、第1次補正予算を編成した。

第1次補正予算編成の主な内容として、経常収益では日本スポーツ振興センター(JSC)委託事業の「ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト」の委託金が決定したことにより増額修正となっている。

また、スポーツ振興基金およびスポーツ振興くじ助成金について、交付額が決定したことに伴い受取助成金を減額修正した結果、経常収益の合計は現行予算額に対し5百70万6千円減の41億1千9百16万7千円を計上した。

経常費用では、JSCからの委託事業に要する経費や本会名称変更記念シンポジウム開催に伴う経費等を計上し、現行予算額に対し1千3百77万円増の48億7千4百74万8千円を計上した。

以上により、正味財産期末残高の合計額は現行予算額に対し、2億2千9百70万2千円増の122億8千7百11万8千円を計上した。

以上、平成30年度第1次補正予算及び今後国からの委託事業など、期中に新たな事業を実施する場合の対応を伊藤会長に一任することについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

なお、本件については、来る平成30年6月22日開催の平成30年度定時評議員会に付議することとした。

第3号 評議員の定数に係る諸規程の改定について (泉副会長兼専務理事)

本会の評議員に関する規程の内、「評議員及び役員選任規則」第2条評議員候補者の推薦について、各加盟団体を母体とし評議員会が推薦する者を116名以内から126名以内に変更、理事会が推薦する学識経験者を14名以内から4名以内に変更する。

これは、今後新たな加盟団体が追加された時に対応するため、加盟団体推薦の評

議員枠を増やすことと、学識経験評議員は本会役員経験者や補助先・助成先の代表者が就任しているが、評議員会は理事会を監督する役割を担うため、今後法務・財務等の学術的な学識経験者を選出すべく減員する。

このことから、定款の評議員の上限人数を現行の130名以内で収めるため、加盟団体推薦枠を10名増員したことに伴い、学識経験者を10名減員する。

次に、定款について、評議員の下限人数を70名に変更する。

今回の学識経験者枠10名の減員に加え、各評議員所属団体の役員改選による任期中での多数の辞任があっても、評議員会が成立できるようにするための措置である。

以上について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、定款の改定については、来る平成30年6月22日開催の平成30年度定時評議員会に付議することとした。

第4号 学識経験理事候補者について (泉副会長兼専務理事)

現行理事の中で、学識経験理事は定員10名に対し9名が選任されており、1名欠員の状況になっている。これは、学識経験理事及び監事の候補者選考に当たった「次期役員候補者選定委員会」にて、昨年公募を実施し理事候補者の選考作業を進めたが、適任者がいなかったためである。

このため、平成29年4月20日開催の平成29年度第1回理事会において、同委員会による候補者選考作業を継続することの承認を得ていた。

その後、平成30年1月10日開催の平成29年度第5回理事会において、同委員会がとりまとめた募集要領により公募を行い、欠員理事の候補者選考を取り進めることについて承認を得た。公募については、平成30年3月23日から4月13日まで本会ホームページにて実施し、応募者を対象に本会の業務執行理事として必要な資質・経験等について、役員候補者選定委員会により書類審査を行った。

同委員会で厳正な審査を行った結果、文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課長やJSC審議役などを歴任し、本会名称変更やスポーツへの理解、本会事業に取り組む意欲などから、森岡裕策氏を理事会が推薦する学識経験理事候補者として、平成30年6月22日開催の平成30年度定時評議員会に推薦することを提案。

森岡氏は元国家公務員であるが、既に退職し国家公務員ではないため、国家公務員法に定める再就職等の規制に抵触しないことを確認している。

以上について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件は、来る平成30年6月22日開催の平成30年度定時評議員会に付議することとした。

第5号 平成30年度定時評議員会の開催について (河内事務局長)

平成30年6月22日に開催する平成30年度定時評議員会での議案は、「議長の選出」、「議事録署名人の選出」、「平成29年度事業報告及び決算」、「平成30年度事業計画の変更及び第1次補正予算」、「評議員の定数に係る定款の改定」、「評議員候補者の推薦」、「理事の選任」を予定している。

今後、定時評議員会開催までに、議案の追加などが生じた場合は、伊藤会長に一任することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第6号 次期評議員及び役員の改選について (河内事務局長)

現在の評議員及び役員の任期は一部の評議員を除き、2019年6月に開催する定

時評議員会の終結の時までとなっており、次期評議員及び役員改選について早期に対応していく必要がある。

評議員及び役員の選任については、「定款」および「評議員及び役員選任規則」に定められており、理事の定数は、「加盟競技団体の互選により推薦する理事が9名以内、加盟都道府県体協の互選により推薦する理事が9名以内、学識経験理事が10名以内となっている。

このうち、学識経験理事と監事については、理事会が評議員会へ推薦することになっており、その候補者の選定にあたっては、本会の事業・業務を円滑に実施・遂行できる体制を維持しつつ、十分な透明性を確保するため、「次期役員候補者選定委員会」を設置する。

なお、委員会メンバーの構成については、現業務執行理事をはじめ、加盟競技団体、加盟都道府県体育協会、外部有識者の10名程度で編成し、伊藤会長をはじめとする幹部役員に一任する。

次に、次期評議員改選の手順について、平成30年7月に開催予定の評議員選定委員会にて改選手順報告後、9月中旬頃に加盟団体に対し評議員候補者の推薦依頼を行い、平成31年3月20日開催の臨時評議員会にて加盟団体評議員候補者の推薦の承認を得ることとしている。

その後、平成31年4月24日に開催する平成31年度第1回理事会にて、学識経験評議員の推薦について承認を得て、5月中旬に評議員選定委員会を開催し、すべての次期評議員を選任する。

続いて役員の改選手順について、平成30年9月中旬頃に加盟団体に対して理事候補者の推薦依頼を行い、12月中旬までに「次期役員候補者選定委員会」において学識経験理事及び監事の候補者選定を終了する計画としている。

平成31年1月16日開催の平成30年度第5回理事会では、理事会が推薦する学識経験理事及び監事候補者を審議する。

一方、加盟団体推薦の理事候補者については、平成31年1月下旬には候補者の選定を依頼し、3月中旬には候補者が決定する計画としている。なお、選定依頼先は、競技団体推薦については競技団体評議員連合会、都道府県体育・スポーツ協会からの推薦については、ブロック幹事県または現行理事選出県としている。

次期役員については、平成31年（2019年）6月21日に開催する定時評議員会において選任を行う。定時評議員会終了後、同日に臨時理事会を開催して、代表理事、業務執行理事、業務執行理事の分掌、委員会構成について決定する計画としている。

以上について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第7号 第13回日本スポーツグランプリ受賞者の決定について (久保田理事)

本賞は、長年にわたりスポーツを実践し、現在も継続して活動されており、当該スポーツにおいて、中高年齢層の顕著な記録や実績を挙げるなど、国内外で高い評価を得た方を顕彰し、我が国における生涯スポーツ振興の更なる醸成に資することを目的として、第13回の顕彰を実施するものである。

加盟団体から22名の候補者推薦があり、平成30年5月10日開催の選考委員会において、表彰区分1では長年のスポーツ実践、表彰区分2では世界記録等の樹立状況、表彰区分3では世界的な高齢者記録等の達成状況の区分毎に審査した結果、資料記載の10名の候補者を選考した旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、表彰式は平成 30 年 9 月 29 日開催の「第 73 回国民体育大会役員懇談会」において実施予定である旨、報告。

表彰区分1 当該スポーツを長年にわたり実践している個人又はグループ

No.	氏名	年齢	性別	都道府県	競技	活動歴
1	田崎 元一	91歳	男性	山形県	陸上競技	71年
2	城本 春子	86歳	女性	福井県	ボウリング	56年
3	岡田 進	86歳	男性	三重県	準硬式野球、卓球、テニス	69年
4	中野 雅文	83歳	男性	兵庫県	ソフトテニス	70年
5	北 良夫	86歳	男性	奈良県	野球、ハンドボール、陸上競技	71年
6	朝隈 敏子	91歳	女性	福岡県	弓道	54年
7	仲地 浩	89歳	男性	沖縄県	ソフトバレーボール、ソフトテニス等	78年
8	村田 清	95歳	男性	山口県	ボウリング、グラウンド・ゴルフ等	78年

表彰区分2 当該年齢層において世界記録等を樹立した個人又はグループ

No.	氏名	年齢	性別	都道府県	競技	活動歴
1	高比良俊策	85歳	男性	東京都	水泳・ラグビーフットボール	52年

表彰区分3 当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げた個人又はグループ

No.	氏名	年齢	性別	都道府県	競技	活動歴
1	丸茂 伊一	89歳	男性	長野県	スピードスケート	81年

注) 年齢・活動歴・記録は平成30年9月29日時点

報告事項

1. 会務関係

(1) 理事の退任について

(河内事務局長)

都道府県体育協会東北ブロックから選出の青森県体育協会所属の田澤俊明理事と、同四国ブロックから選出の愛媛県スポーツ協会所属の渡部敏夫理事から、それぞれの所属の役員改選により役員を退任することとなり、平成 30 年 6 月 22 日開催の平成 30 年度定時評議員会終結をもって、本会の理事を退任する旨の届け出があった旨報告。

理事の選任は、定款第 26 条第 1 項により評議員会の決議が必要となり、田澤理事の後任の選任については、同東北ブロックから推薦された理事候補者を、渡部理事の後任の選任については、同四国ブロックから推薦された理事候補者を、同定時評議員会において審議する準備を取り進めている旨、併せて報告。

(2) 平成 30 年春の勲章受章者について

(久保田理事)

去る 4 月 29 日に受章者が発表され、本会が推薦した元 JOC 常務理事、元日本卓球協会副会長の木村興治氏が旭日小綬章を、元日本フェンシング協会副会長の中島寛氏が旭日双光章を受章されたことを報告。

また、文部科学省の推薦により、本会元副会長の岡崎助一氏が旭日中綬章を、千葉県からの推薦により、本会常務理事の大野敬三氏が瑞宝双光章を受章されたことを併せて報告。

(3) 加盟のあり方に関する提言について

(久保田理事)

本会は、1925 年に 7 中央競技団体を加盟団体としたことから始まり、一世紀にわたる加盟団体とともにスポーツ団体の組織体制の確立と充実に努めてきた。

近年、人々のスポーツへのニーズが多様化し、スポーツのとらえ方の変化や本会加盟希望団体が増加している他、本会の名称変更などを背景に本会加盟組織のあり方を検討する必要性が生じてきたことから、平成29年6月に総合企画委員会加盟・栄典部会の下に「加盟のあり方検討プロジェクト」を設置し、多岐にわたる検討を進めてきた。

平成30年2月には「加盟のあり方に関する提言」中間まとめを作成し、加盟団体をはじめ役員関係各位へ意見聴取後にプロジェクトで再検討し、平成30年5月16日開催の加盟・栄典部会において「加盟のあり方に関する提言」として取りまとめたことを報告。提言の内容については以下のとおり説明。

- 今後の基本的方向性等として、「加盟対象となるスポーツのとらえ方」について、
- ・ スポーツとは、「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」であり、楽しみのため意図的に行われる運動のすべてを含む。
 - ・ 運動の楽しみ方も多様であり、運動する人それぞれの適切さがある。
 - ・ これらを踏まえれば、必ずしもダイナミックな身体活動を伴わない「マインドスポーツ競技」等も加盟対象として視野に入れることができる。
 - ・ 「文化としてのスポーツ」という視点も重要であり、ルール、技術、道具といった文化的内容を持ち合わせ、それらが継承されるような組織や制度があるスポーツを議論の対象としており、スポーツの広がりにより新たなスポーツ団体が設立されたからといって、すぐに加盟できるというわけではないとしている。

「スポーツ享受の多様化と加盟対象となり得るスポーツ団体」について、第2期スポーツ基本計画や本会スポーツ推進方策2018を踏まえると、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことに加え、「知る」といった知的な楽しさを共有することも含むなど、スポーツとのかかわりの範囲が拡大しており、下記の団体も加盟対象として視野に入れられることを確認した。

- ・ 「する」スポーツ：健康の維持増進を目的とするものや、新たなスタイルで行うスポーツを推進する団体等
- ・ 「みる」スポーツ：プロスポーツやモータースポーツを推進する団体、公営競技を統轄する団体、メディア関係団体等
- ・ 「ささえる」スポーツ：スポーツボランティアを育成・支援する団体、スポーツ関連産業団体、スポーツ関連施設等
- ・ 「知る(分析する)」スポーツ：スポーツ医・科学等の学術団体・研究機関、スポーツ博物館等

「スポーツ団体に求められていること」について、スポーツ文化享受の拡大や社会的な課題解決への貢献、公正で透明性の高い組織運営、本会の考え方の理解と共有といった観点を挙げている。

「具体的改善策等」として、「今後の加盟団体区分のあり方」について、

- ・ 既存の加盟関係スポーツ団体のとらえ方を広げることで、「する」だけではない、スポーツへの多様な関わり方を推進する団体の加盟に対応していく。
- ・ 新たなスポーツへの門戸も広げていくべきという発想で、承認団体枠の新設が考えられる。
- ・ 加盟団体規程に記載されていない義務や権利を明示することや協力団体区分の活用を図るべき。

以上について言及している。

「今後の加盟要件として考えられること」について、

- ・ スポーツ・インテグリティ確保への対応の観点から、諸規程の整備、アンチ・ドーピング等の活動状況、中長期計画の策定、女性の参画状況や障がい者スポ

ーツへの対応状況、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択の有無や反社会的勢力への対応の観点も加盟要件になり得るとともに、既に加盟している団体にも規程等の整備を促進していく。

- ・ 正加盟になるためには必ず準加盟を経るようにし、正加盟への組織整備要件を現行よりも引き上げる。
- ・ 法人格を必須とする。
- ・ 加盟分担金を徴収していない加盟関係スポーツ団体においても、他の加盟団体区分と同様に一定の義務と権限が生じることに鑑みて、適切に分担金を設定すべきであり、また、今後さらに加盟団体を拡充することを踏まえ、新たに加盟する団体に対し、入会加盟金を設定すべきである。

「加盟後のあり方」について、加盟後も加盟継続の基準として具体化することにより、加盟団体の組織の整備と充実をより一層促進していくことが重要である。

「本会が取り組むべきこと」について、

- ・ 本会が我が国のスポーツの統一組織として果たしていくべきこととして、本会が模範となるべく先進的に取り組むことや各加盟団体のニーズに応じた支援を行っていくことのほか、多様化する団体を結集し、統轄団体としての組織率、認知度をより一層高めていく必要がある。
- ・ 連携促進といった観点では、加盟団体が集う会議体を活用し、加盟団体の連携を促進するような仕組みづくりに取り組むべきである。

今後は、この提言を踏まえた加盟団体規程等の見直しについて平成 30 年度中を目途に行い、組織体制の整備・充実に取り組む旨、報告。

(遠藤副会長)

e スポーツに関する議論はあったのか。

(久保田理事)

現時点で e スポーツ団体の加盟について検討することはまだ早いのではという意見があった。e スポーツは加盟不可としているのではなく、しばらくその動向を注視することとしている。

(遠藤副会長)

アジア大会で正式なメダル競技として採用され、2024 年のパリオリンピックでも正式競技として採用される可能性があるため、e スポーツ団体が JOC に加盟したい旨も聞いている。e スポーツがスポーツかという意見もあるが大変難しい問題である。今後さらなる検討をお願いしたい。

(4) 提言「今後の地域スポーツ体制の在り方」について

(友添理事)

少子社会は、地域の多様なスポーツニーズに対応できる地域スポーツクラブ（地域クラブ）の育成を課題とするようになり、この課題解消のため、既存の単一種目クラブは多世代化・多志向化、クラブ間におけるネットワーク機能の強化や人的交流の促進が必要とされ、スポーツ少年団（少年団）と総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の連携促進を含む、新たな地域スポーツの創造が求められている。

本会では「スポーツ宣言日本」が目指す社会像の実現に向けた取組として策定した「日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018」において、少年団、総合型クラブ、中学校運動部活動（部活動）の連携・協働を謳っている。

また、国は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」で、学校と地域が協働・融合した地域におけるスポーツ環境整備を謳うなど、新たな地域スポーツ体制を

求めている。

そのため本会では、新たな地域スポーツの創造に際し、中学校部活動の地域での支援、地域への移行も見据えつつ、その受け皿となり得る「新たな地域スポーツ体制」の在り方に関する提言を、18歳までのジュニア期のスポーツ体制を中心に取りまとめることとした。

平成29年10月に総合企画委員会企画部会の下に少年団関係者及び総合型クラブ関係者等による検討プロジェクトを設置し、平成30年4月に中間まとめを作成し、都道府県体育・スポーツ協会、都道府県少年団、都道府県総合型クラブ連絡協議会等に対して意見聴取を行った。聴取した意見を踏まえ、平成30年5月29日開催の第1回総合企画委員会企画部会、及び平成30年6月6日開催の平成30年度第1回総合企画委員会において最終案を取りまとめた。

本提言は、「子どものスポーツ権」の保障を第一義とし、新たな地域スポーツの創造の視点から、本会加盟団体及び加盟団体以外のスポーツ団体、スポーツ関係団体との積極的な協調・連携を促進し、地域スポーツの課題の解決、地域が直面する社会的課題の解決に貢献するものである。

新たな地域スポーツ体制は3つのステップで移行するとしている。

- ・ ステップⅠ：少年団や総合型クラブの指導者を部活動に外部指導者として派遣する。期待される効果は、一貫指導の充実・教員の負担軽減であり、課題は、事故発生時の免責保障がない、平日に指導できる人材の確保、指導の質の担保、指導者数の確保である。
- ・ ステップⅡ：少年団と総合型クラブ、部活動の三者が連携し、生徒が目的・志向・技能等に合わせてスポーツ活動が続ける機会を創出する。期待される効果は、子どもたちがスポーツを継続する上で流動性の確保と教員の負担軽減であり、課題は、地域クラブとしての少年団と総合型クラブの連携体制づくり・「部活動は学校教育の一環」とする学校との学校施設開放も含めた協力体制の構築である。
- ・ ステップⅢ：行政及び教育行政の支援・連携体制が図られたうえで、市区町村体育・スポーツ協会によるコーディネートの下、新たに地域クラブという枠組み・機能を創造し、少年団、総合型クラブ、中学校部活動を融合していく。

新たに創造される地域クラブで行われる活動のイメージとして、①指導者の存在を前提とした活動から参加者の自主性を尊重した活動への転換、②リーグ戦方式の大会の導入、③多様なスポーツの導入、④将来のスポーツ指導者の実習の場としての役割が挙げられる。

一方、このような地域スポーツ体制を実現するため、新たに創造される地域クラブの下に、少年団及びこれから創設される総合型クラブの登録制度を統合した「地域クラブ登録制度」の創設が必要となる。また、行政および教育行政の支援・連携に基づき、市区町村体育・スポーツ協会の機能が強化され、地域クラブと学校のコーディネートの、市区町村体育・スポーツ協会加盟競技団体および市区町村体育・スポーツ協会加盟競技団体と直接関連をもたない団体・組織のコーディネートの機能を担うことが求められる。そして「学校教育」として行われる部活動が地域スポーツに融合されることに関しての中学校、教育委員会及び日本中学校体育連盟の理解を得ることが必要となる。

なお、基本的な考え方は、公共性、公益性が高い市区町村体育・スポーツ協会のコーディネートの下に融合することであり、既存の少年団、総合型クラブ、部活動を統廃合して新たなものを作るというものではない。

それぞれの段階を進めるため、多くの関係者の理解や体制整備が必要であり、特に、本提言の最終段階であるステップⅢの具体化に向けては法改正・法整備が必要となる。

1年2年という短期ではなく、10年20年という中長期的な取組を想定している。

今後、本会加盟団体をはじめ、行政や学校、地域で活動するあらゆるスポーツ関係者と本提言を共有し、「子どものスポーツ権の確保」を最大の目的として、子どもが目的・志向・技能等に応じて自ら行いたいスポーツに親しむことができる環境の整備に向けて取り組む旨、説明。

(遠藤副会長)

スポーツ少年団は高校生までカバーしているのか。

(坂本祐之輔理事)

スポーツ少年団の団員は9割方小学生だが、ドイツの地域スポーツクラブは大学生も入っており、本提言は小学生に偏らず総合型クラブへの融合を目指しながら進めていくというもの。スポーツ少年団は、幼児から高校生までどのようにして幅を広げていくのが課題であり議論しているところである。

(友添理事)

スポーツ少年団は幼児や中学生はほとんどおらず小学生が中核となっており、小学生に留め置いては中学校の運動部活動の問題（指導者不足、競技種目数の制限等）が解消できないため、高校生まで広げることがこの提言の趣旨である。

(遠藤副会長)

少年団という名称を高校生にあてはめるのは難しいのではないかな。

(坂本祐之輔理事)

日本スポーツ少年団では2020年までに名称を変更することについても検討している。

(遠藤副会長)

地域スポーツのあり方について、財源はどうなるのか。

(友添理事)

ジュニア層へのスポーツ指導を考えた時に国と本会が連携して制度設計する必要があり、財源を確保するためには法整備が必要であると考えている。日本の子どもたちのスポーツ権を担保しなければならない。地域スポーツだけではなく、日本のスポーツ体制を大きく変えていく提言になる。

(伊藤会長)

加盟のあり方、地域スポーツの在り方、双方非常に難しい課題だが、大変重要なテーマであり本会が進めていく必要がある。

2. 国際交流関係

(丹羽理事)

・第22回日韓スポーツ交流・成人交歓交流（派遣）の終了について

平成30年5月10日から16日までの7日間、坂本和彦理事を団長として、平成30年度開催の日本スポーツマスターズの開催地となる北海道と、平成31年度開催地である岐阜県から推薦された日本選手団186名を、韓国・忠清南道へ派遣した。

日本選手団は、韓国の生涯スポーツの祭典である「全国生活体育大祝典」に参加し、スポーツを通じて、韓国の方々との親善と友好を深めた。

韓国・忠清南道の尽力により、スポーツによる親善交流、韓国の生活・文化を理解する機会に恵まれ、全日本選手団が大きな事故等もなく、有意義な交流となった。

平成30年度の韓国選手団の受け入れは、平成30年9月に札幌市で開催の「日本スポーツマスターズ2018札幌大会」で実施する旨、報告。

日本選手団団長を務めた坂本和彦理事から、降雨があったものの中止することなく全日程を終了することができた。けがをした選手がいたが大事には至らず、日本選手団の

成績もまずまず良く、大変有意義な交流となった旨、感想が述べられた。

3. スポーツ指導者育成関係 (ゼッターランド常務理事)

・公認スポーツ指導者の処分について

本件は、平成 29 年 11 月にメディアにて報道された案件で、日本バレーボール協会から報告があった。当該指導者は、バレーボールコーチ資格を保有しており、違反行為は暴力行為となる。

当該指導者は、定年退職した高等学校において体育指導員としてコーチを務めており、バレーボール部員 2 年生 1 名を体育教官室に呼んで正座させ、胸部を数回蹴ったことにより傷害を負わせた。

本件について、平成 30 年 4 月 12 日開催の指導者育成専門委員会処分審査会において、公認スポーツ指導者処分基準別表に照らし合わせ「資格停止 12 か月」との処分を決定した。処分施行日は、処分決定通知書を本人が受領した日となる。

なお、暴力行為等の根絶に向け、平成 30 年 4 月 18 日に開催した指導者育成関連団体の事務担当者向けの会議において説明するなど、継続して対応している旨、報告。

その他 (河内事務局長)

(1) 平成 30 年度定時評議員会について

平成 30 年度定時評議員会は、6 月 22 日 14 時から品川プリンスホテルで開催する。

定時評議員会終了後、ミズノスポーツ振興財団助成金贈呈式、退任役員感謝状贈呈式、日本スポーツマスターズシンボルメンバーへの感謝状贈呈式を行う。

その後、臨時理事会と評議員懇談会を開催し、臨時理事会での決定事項を報告する予定。

(2) 平成 31 (2019) 年度会議日程について

平成 31 (2019) 年度の会議日程について説明。現役員の任期は、平成 31 (2019) 年 6 月 21 日開催予定の定時評議員会終結の時までとなる。

(3) 岡崎助一氏の叙勲を祝う会について

平成 30 年 6 月 22 日開催の評議員懇談会終了後、16 時 30 分から本会前副会長の岡崎助一氏の叙勲を祝う会を予定している旨、報告。

(4) 平成 30 年度 J-STAR プロジェクトについて

平成 30 年度のエントリー、募集用ポスター・チラシを作成した旨、報告。役員各位に対し、加盟団体及び関係機関に周知等の協力依頼した。

以上の諸報告をいずれも了承後、16 時 30 分に閉会。